

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「今日の笑顔と感動、未来(あした)の夢と幸せ」という経営理念の下、お客様をはじめ、株主や従業員等のステークホルダーの期待に応えるとともに、「暮らし」に関わる様々なサービスのプラットフォームとなるべく、長期的・持続的な成長並びに企業価値の最大化の達成を目指し、各種事業を展開しております。

上記経営理念を基軸として、経営の透明性・客観性を保ちつつ、迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。また、株主との対話等、ステークホルダーへの説明責任を充実させ、社内外からの理解と信頼が継続的に得られるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】招集通知の早期発送

当社は招集通知を法定期限前に発送しております。また、電子的な公表については発送翌日にTDnet及び当社ホームページで開示しております。今後は招集決議から発送までの間に電子的な公表を行ってまいります。

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使と招集通知の英訳

当社は海外投資家の保有比率が低いため、招集通知の英訳を行っておりませんが、今後は海外投資家の保有比率を考慮しつつ、英訳の導入を検討してまいります。議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、機関投資家の保有比率や導入に係るコスト等を勘案して検討してまいります。

【補充原則1-2-5】信託銀行名義の議決権行使

当社は信託銀行名義の保有比率が低いため、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の株主総会への出席並びに議決権行使を認めておりません。今後は実質株主の要望並びに信託銀行の動向を注視し、実質株主の議決権行使に関して必要に応じて信託銀行等と協議、検討してまいります。

【補充原則4-1-2】中期経営計画

当社は中期経営計画を策定しておりますが、M & A等によって計画値と実績値が大きく乖離することから開示しておりません。今後は中期経営計画を適切に開示できるよう検討してまいります。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者の後継者

当社は現在、後継者計画について取締役会で議論を行っておりますが、具体的な最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用及び後継者候補の育成は、今後の検討課題であると認識しております。

【補充原則4-3-1】経営陣幹部の選任や解任

当社の取締役会は経営陣幹部の選任や解任について、具体的な評価基準を設定しておりませんが、今後は公正かつ透明性の高い評価基準及び運用手続きを整備し、適切に実行できるよう検討してまいります。

【補充原則4-8-1】独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催

当社は独立社外取締役を2名選任しております。現在は独立社外取締役に対して重要な報告資料を提供することで認識の共有は十分図られていますが、平成31年2月の定時株主総会以降の新体制においては、情報共有と課題の検討を促進するため、独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合を実施する予定です。

【補充原則4-8-2】筆頭独立社外取締役の決定

当社は独立社外取締役を2名選任しております。現在は「筆頭独立社外取締役」を設けることで独立社外取締役間の序列意識に加え、筆頭独立社外取締役への依存意識が生まれる可能性があることから、筆頭独立社外取締役を設けておりませんが、平成31年2月の定時株主総会以降の新体制においては、筆頭独立社外取締役の設置を検討してまいります。

【原則4-10】任意の仕組みの活用

当社は現在、任意の仕組みを導入しておりませんが、平成31年2月の定時株主総会に向けて、監査等委員である取締役により構成される指名委員会を設置し、後継の取締役候補について諮問する体制を確立する予定です。

【補充原則4-10-1】独立社外取締役を主要な構成員とする任意の独立した諮問委員会の設置

当社は現在、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の独立した諮問委員会を設置しておりません。平成31年2月の定時株主総会以降は、独立した諮問委員会の設置を検討してまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は経営戦略を決算説明会で説明するとともに、決算説明会資料を当社ホームページに掲載しておりますが、中期経営計画については開示しておりません。今後は自社の資本コストを的確に把握した上での収益計画や資本政策の基本的な方針を示すほか、収益力・資本効率等に関する目標の提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関して、株主へ明確に説明することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式

当社は政策保有株式について、取引先との関係の強化並びに維持、中長期的な経済合理性等を総合的に勘案し、当社の企業価値の維持、向上に資すると認められた場合のみ保有いたします。今後は保有した政策保有株式について、毎年、取締役会で個別に保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、検証内容の開示を検討してまいります。政策保有株式の議決権行使については、投資先企業の状況並びに当社との取引関係等を勘案した上で適切に判断しておりますが、今後は適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿って対応することを検討してまいります。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は現在、新たに関連当事者等に該当する者と取引を開始する場合、予め管理担当役員に取引の内容、金額等に必要性、合理性が認められ、取引条件の妥当性が確保されているか否かの確認を求め、取締役会に諮りその承認のもとに実施することとしております。また、継続中の関連当事者取引等については、経理グループと法務コンプライアンスグループが継続的に監視し、取引の適正性に関して留意すべき事項が発現した場合は管理担当役員に報告しておりますが、今後は定期的に独立社外取締役に対する開示の義務を負わせることを検討してまいります。また、当社と当社取締役との間で利益相反取引が生じる場合には、事前に独立社外取締役に諮り、取引の必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について審議し、意思決定を行うことを検討してまいります。

【原則3-1】情報開示の充実

- (1) 当社は経営理念を当社ホームページに掲載しております。また、経営戦略については決算説明会で説明するとともに、決算説明会資料を当社ホームページに掲載しております。一方、当社は中期経営計画を策定しておりますが、開示しておりません。今後はTDnetや当社ホームページを通しての中期経営計画の内容並びに進捗状況等の開示を検討してまいります。
- (2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当報告書並びに有価証券報告書において開示しております。
- (3) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。
- (4) 当社の取締役会は経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名にあたり、的確かつ迅速な経営判断能力並びに職務執行能力に加え、人格、企業倫理観、健康状態等を総合的に判断して決定しております。社外取締役については、取締役の職務執行の適正性及び効率を高めるための牽制機能を有すること等を総合的に判断して決定しております。
- (5) 当社は取締役候補者の選解任理由を株主総会の招集通知において開示しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社は「取締役会規程」、「職務権限規程」を定めております。また、両規程に基づき「取締役会付議細則」、「職務権限表」を定めることにより経営陣に対する委任の範囲を明確にし、意思決定の機動性を高めております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能として、独立社外取締役を2名選任しており、取締役会では独立した中立的な立場で幅広い経験、見識に基づいた助言を頂いております。また、当社の独立社外取締役が占める割合は3分の1以上（6名中2名）を満たしておりますが、平成31年2月の定時株主総会以降の新体制においては、独立社外取締役（監査等委員である取締役で独立社外取締役の要件を満たす者を含みます。）を全取締役の半数以上とする予定です。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では社外取締役の独立性に関する基準または方針を特別定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の定める独立役員に関する基準を満たすことに加え、知識、経験、能力、専門性等を考慮しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模

当社の取締役の選任は取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮しております。また、実質的な議論の活発化を考慮し、取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は3名以内としており、独立社外取締役については2名選任しておりますが、平成31年2月の定時株主総会以降の新体制においては、独立社外取締役（監査等委員である取締役で独立社外取締役の要件を満たす者を含みます。）を全取締役の半数以上とする予定です。

【補充原則4-11-2】役員の兼任状況

当社は取締役の兼任状況を定時株主総会の招集通知並びに有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性

当社は現在、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりませんが、重要案件を漏れなく議案として選定しており、取締役会を原則毎月1回開催することで適時、適切に審議しております。また、取締役会資料を事前に配布するほか、社外取締役には重要案件を事前に説明することにより、取締役会で活発な議論を行い、十分に検討しております。平成31年2月の定時株主総会以降の新体制においては、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うことを検討してまいります。

【補充原則4-14-2】役員に対するトレーニング

当社は求められる役割と責務を十分に果たし得る人物を取締役として選任しております。社外取締役が経営理念、経営戦略、事業活動等への理解をより一層深めることを目的として、適時、適切に情報提供を行っております。また、当社では取締役に対して外部セミナー等の受講を推奨し、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。平成31年2月の定時株主総会以降の新体制においては、外部有資格者を講師として、コンプライアンス研修、ディスクロージャー研修及び会計処理に関する研修等の教育を行う予定です。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を促進するよう努めております。機関投資家向け決算説明会は半期に一度、個人投資家向け事業説明会は年に一度開催しており、ともに代表取締役が出席しております。また、IR担当部署並びに総務グループは管理担当役員のもと、株主に対して合理的な範囲で説明責任を果たし、その期待に応えております。なお、株主との対話に関してはインサイダー情報の漏洩に十分留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エフォート	3,343,200	43.51
平井俊広	1,184,400	15.41
株式会社リロケーション・ジャパン	288,800	3.75
株式会社イー・ラーニング研究所	108,000	1.40
株式会社SBI証券	73,933	0.96
古瀬 洋一郎	50,100	0.65
井川 満	44,000	0.57
みずほ証券株式会社	43,000	0.55
GMOクリック証券株式会社	25,400	0.33
アクトコール従業員持株会	24,800	0.32

支配株主(親会社を除く)の有無	平井 俊広
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	11 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同等の適切な条件にすることとしております。
なお、今後、当社と支配株主との間に取引が発生する場合においては、取締役会にて取引の内容及び条件の妥当性を十分審議した上で決定することとし、当社及び少数株主の利益に反することがないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮崎 忠	他の会社の出身者											○
田部井 修	税理士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 上場会社の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- j その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮崎 忠	○	○	株式会社にんげんクラブ監査役、株式会社船井本社特別顧問を兼務しております。	警視庁での経験、事業会社での経営等に係る豊富な経験や専門的な知識を当社の監査体制に活かし助言いただけると判断し、監査等委員である取締役として選任いたしました。 また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

田部井 修	○	○	田部井会計事務所所長、株式会社アイティーコンサルティング代表取締役、インタクト株式会社監査役、株式会社大里監査役、株式会社バリューデザイン監査役、株式会社ノムラシステムコーポレーション監査役を兼務しております。	税理士として多くの企業の経営全般にわたる指導に従事されており、監査等委員である取締役として経営全般の監視と過去の経験を活かした有効な助言を期待し、選任いたしました。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等でないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
-------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
-------------	--	--	--	--	--

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新
--

常勤監査等委員により、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携が実現できていることから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりませんが、平成31年2月の定時株主総会以降の新体制においては、事務局を設置して監査等委員会の職務を補助する予定です。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室から定期的に、また必要に応じて随時、監査の実施経過について報告を受け、積極的な意見及び情報交換を行っております。
また、財務報告に係る内部統制評価についても、定期的に必要な報告を受けるなど、公正な監査が実施できる体制づくりを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。
付与対象者並びにその付与個数に関しては取締役会にて審議・検討の上決議しており、公正な手続きを行っております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
---------------------------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の株価変動のリスクとリターンを株主の皆様と共有することにより、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とすることから、当該付与対象者を選定しております。

社内取締役：経営参画意識の向上と業績向上に対する士気高揚のため。

従業員：業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため。

子会社の取締役：経営参画意識の向上と業績向上に対する士気高揚のため。

子会社の監査役：コーポレート・ガバナンスの質を高めるため。

子会社の従業員：業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため。

その他(社外協力者)：業績向上及び企業価値向上に対する協力体制を高めるため。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

取締役の報酬は、総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。

監査等委員でない取締役の報酬額については、取締役会の一任を受けた代表取締役が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役のサポートは、経営企画ユニット及び法務部門が実施しております。

具体的には、当社の事業活動内容の適時適切な説明、社内制度の説明、取締役会等重要会議資料の事前配布並びに内容説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成28年2月26日開催の当社第12回定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

選任した社外取締役2名は、いずれも東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役であり、独立役員として届け出ております。

また、当社は平成30年9月6日付で第三者委員会から受領した追加報告書における提言に基づき、同年9月14日付で経営監視委員会を設置しております。

1. 経営監視委員会について
- 経営監視委員会は、経営体制の整備(組織体制の再構築、取締役会の強化等)、再発防止策の実効性確保、コンプライアンス体制の確立、及び、事業構造の最適化と経営資源の効率的活用を目指した事業再建計画案の策定に関して、取締役会に対して主体的な指導や勧告等を行っております。また、経営監視委員会は、今後の経営体制の審査にあたり、株主、お取引先、顧客、金融機関及び従業員等のあらゆる利害関係人(ステークホルダー)の意見に耳を傾け、総合的に判断しております。今後の経営体制について外部に公表し又は株主総会にご提案するにあたっては、全て事前に経営監視委員会の審査を義務づけ、その承認を得てから実施しております。取締役会は、これら経営監視委員会の指導、勧告等及び承認を尊重し、また、今後の経営体制についてもその審査を尊重し株主総会の議案に反映する予定です。なお、経営監視委員会の存続期間は、定時株主総会が終了する平成31年2月末までを目途としております。
2. 取締役会について
- 当社の取締役会は、監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)、計6名で構成され、取締役会規程に従い、定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査等委員である取締役により、取締役の業務執行の監査・監督を行っております。
3. 監査等委員会について
- 当社の監査等委員会は、取締役会を含む重要な社内会議への監査等委員である取締役の出席を通じ、取締役の業務執行について監査を行っております。また、監査等委員会規程に従い、定例監査等委員会を開催するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携し、監査が実効的に行われる体制をとっております。
4. 経営会議について
- 当社の経営会議は、常勤の取締役及び執行役員が出席し、業務執行に関する経営課題の審議を行い、取締役の効率的な職務の執行を図っております。
5. 内部監査室について
- 当社の内部監査室は、代表取締役の直轄の組織として、当社各部門の監査を行い、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款、経営方針等に従い、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。

6. コンプライアンス委員会について

当社のコンプライアンス委員会は、役職員の法令遵守に対する取組みの状況の点検、必要な整備及び教育等を通じ、当社のコンプライアンスに関する調査・検討を行い、必要に応じて経営会議、取締役会、あるいは各取締役への報告、提案を行っております。

7. リスク管理体制の整備状況について

当社は、業務執行に関する様々なリスクを適切に管理し、各種事態の予防、発生に対する的確な対処を可能とすることで、事業の安定的な遂行、経営資源の保全、企業価値の棄損の回避を図り、リスク管理体制の整備を進めております。

当社業務に関するリスクを統合的に把握・管理することを目的として「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の指揮の下、全社的なリスク管理体制の強化に継続的に取り組んでおります。

また、当社が保有する多数の個人情報の管理の徹底を目的として「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、「個人情報保護委員会」を組織し、定期的な開催を通じて、適宜、管理担当役員への報告を行っております。

不測の事態が発生した場合には、経営監視委員会及び代表取締役社長の判断の下、管理担当役員を本部長とする対策本部を設置し、直ちに適切な対応策を指示できる機動的な体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、中・長期的な企業価値の向上を目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

- (1) 監査・監督機能の強化
- (2) 経営の透明性・客観性の向上
- (3) 意思決定の迅速化

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度が11月末のため、集中日の問題は生じておりません。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるよう、今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では実施しておりません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現段階では定期的に実施しておりませんが、今後検討すべき課題として認識しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、開催しております。また、説明会で使用した資料を当社ホームページ上に掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRコーナーを開設し、当社の情報を速やかに発信しております。 【URL】 https://www.actcall.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	法務総務ユニットが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR担当を設け、ノーマライゼーションという考えを世の中に浸透させることをテーマにし、本社エリアを管轄する企業福祉連合会とも連携し、地域の方々に向けた障がい者に関する講義や障がい者の方々働いている企業の商品販売実施など、福祉活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し、適時・的確に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な資本市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制基本方針を定めております。

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社の取締役が、法令・定款を遵守すること並びに企業理念に則った行動をとるよう、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
 - 2) コンプライアンス委員会は、当社及び子会社の役職員の法令遵守に対する取り組みの状況を点検し、必要な場合は整備し、また教育を行う等横断的に統括を行う。
 - 3) コンプライアンス委員会の活動概要は、必要に応じて取締役会に報告する。
 - 4) 当社と利害関係を有しない非業務執行取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
 - 5) 常勤監査等委員である取締役及び監査役並びに当社と利害関係を有しない非業務執行取締役による監視を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。取締役及び監査等委員である取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社及び子会社の業務執行に伴う様々なリスクを認識し、リスク発生を未然に防止する予防対策の強化とリスク発生時の損失を最小限とするため策定したリスク管理規程に基づき各リスクの所管部署において、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。取締役は危機管理について定められたリスク管理規程により管理を行う。
 - 2) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図る。
 - 2) 当社は、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役及び常勤の監査等委員である取締役が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
 - 3) 子会社は、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するよう取締役会規程を定めており、当社の法務部門が開催状況を定期的に確認する。
 - 4) 当社及び子会社の取締役会は、経営会議の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
5. 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社の内部監査室は、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
 - 2) 当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社及び子会社に内部通報制度を設けるとともに、同制度を活用しやすくするために、通報先を社内だけでなく社外にも設け、通報者が通報先を選択できる体制とする。
 - 3) 当社のコンプライアンス委員会及び内部監査室は、平素より、当社及び子会社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、必要な場合には取締役に報告、提案を行う。
6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
上記～に掲げる事項のほか、次の体制を確保する。
 - 1) 「グループ会社管理規程」を整備し、当社子会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築・推進するとともに、法務部門はこれを所管する。
 - 2) 監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、当社子会社の業務執行の適正確保の観点から監査を行う。
 - 3) 適正なグループ経営を推進するため、当社及び当社子会社における情報の一元化・共有化を図り、報告・指示・要請の伝達等を適時・的確に行う体制を構築する。
7. 当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員である取締役の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員である取締役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関する取締役の指揮命令を受けないものとする。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員である取締役又は子会社の監査役に報告した者が報告したことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは速やかに所属する会社の監査等委員である取締役又は監査役に報告を行うこととし、その徹底を図る。子会社において、監査役がこれらの報告を受けた場合は、直ちに当社の監査等委員である取締役へ報告する。また、当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査等委員である取締役へ報告される。
 - 2) 1項の報告に対し、報告を理由とした不利益な取扱いを行わない。
9. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員である取締役からの申請に基づき適切に行う。
 - 2) 監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。
10. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査等委員である取締役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査室等をはじめとする社内組織と連携し、取締役の

業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実行する。

2) 監査等委員である取締役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて重要な社内会議に出席する。

3) 監査等委員である取締役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

4) 監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始する。

管理部門を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。

経営会議をはじめとする当社の主要な会議体や、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策規程」を制定し、管理部門を反社会的勢力対応部署、管理担当役員を責任者と定めております。

新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理担当役員が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行うとともに、総務部門が新規取引先調査に準じた方法で、再度確認を行っております。

また、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの質を高めることでステークホルダーとの信頼関係をより一層深め、企業価値の向上によってステークホルダーの期待に応えてまいりたいと考えております。